

報告第24号

専決処分の報告について

北部児童センター増改築工事（建築）請負契約の一部変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第14号

北部児童センター増改築工事（建築）請負契約の一部変更契約の締結について

平成28年第1回おいらせ町議会定例会議案第46号をもって議会の議決を経た、北部児童センター増改築工事（建築）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額 3, 834, 000円の増額
（変更後の契約金額 174, 474, 000円）

平成28年10月14日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎